

## 別紙第 2

## 防衛事業適合事業者契約条項

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 [氏名] (以下「甲」という。) 及び [事業者名] [役職名] [氏名] (以下「乙」という。) は、防衛装備庁が定める手続による乙の申込みに基づき、秘密 (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和 29 年法律第 166 号) 第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号。以下「特秘法」という。) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律 (令和 5 年法律第 54 号) 第 27 条第 1 項に規定する装備品等秘密をいう。以下同じ。) の保全又は保護に係る防衛事業適合事業者契約を締結する。

## 第 1 章 総則

## (契約の目的)

- 第 1 条 乙は、この契約書に定めるところに従い、特定資料等を保護するものとする。
- 2 乙は、この契約を締結し、この契約が有効である間、防衛事業適合事業者として、秘密取扱原因契約及びこの契約に基づいて、秘密取扱原因契約の履行のために必要となる特定資料等を取り扱うことができる。

## (定義)

- 第 2 条 この契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 秘密取扱原因契約 この契約とは別の防衛装備庁と乙の間の装備品等の調達又は役務の履行に関する契約であって、乙が特定資料等を取り扱う直接の原因となるものをいう。
- (2) 特定資料 秘密取扱原因契約に基づいて乙に交付され、若しくは伝達され、又は乙が秘密取扱原因契約に基づいて保有し、受領し、若しくは作成した秘密に該当する文書、図画若しくは電磁的記録又は特定情報を記録する物件をいう。
- (3) 特定物件 秘密取扱原因契約に基づいて乙に交付され、又は乙が秘密取扱原因契約に基づいて保有し、受領し、若しくは作成した秘密に該当する物件、作成途上にあるその仕掛品又はこれらにより構成される物件をいう。

- (4) 特定情報 秘密取扱原因契約に基づいて乙が知得した秘密に該当する情報をいう。
- (5) 特定資料等 特定資料、特定物件又は特定情報をいう。
- (6) 関係社員 乙の従業者であつて、秘密取扱原因契約及びこの契約に基づいて特定資料等の取扱いが認められた者をいう。
- (7) 下請負事業者関係社員 下請負事業者の従業者であつて、秘密取扱原因契約及びこの契約に基づいて特定資料等の取扱いが認められた者をいう。
- (8) 秘密保全施設 特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱い、又は嚴重に保管するため、不法な侵入、秘密の窃取等を防止し、入退室を管理し、不審な立入りを検知するなどの秘密を保全するための機能を備えた乙が管理する施設であつて、特定資料等を常続的に取り扱う施設として甲の承認を得たものをいう。
- (9) 閉鎖区域 特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱うため、不法な侵入、秘密の窃取等を防止し、入退室を管理し、不審な立入りを検知するなどの秘密を保全するための機能を備えた乙が管理する区域であつて、短期的に特定資料等を取り扱う区域として甲の承認を得たものをいう。
- (10) 制限区域 特定資料等を情報漏えいの蓋然性の極めて低い環境で安全に取り扱うため、不法な侵入、秘密の窃取等を防止し、区域への入退を管理し、不審な立入りを検知するなどの秘密を保全するための機能を備えた乙が管理する区域であつて、当該区域を管理する者の常続的な監督及び監視の下、一時的に特定資料等を取り扱う区域として甲の承認を得たものをいう。
- (11) 秘密保全施設等 秘密保全施設、閉鎖区域又は制限区域をいう。
- (12) 装備政策部長 防衛装備庁装備政策部長をいう。
- (13) 管轄防衛局等 乙が所在する地域を管轄する地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所をいう。
- (14) 秘密の管理職員 秘密取扱原因契約に基づいて乙に特定資料等を取り扱わせる意思決定をし、乙における特定資料等の取扱いの状況を管理し、及び監督する防衛装備庁の職員であつて、特定資料等が特別防衛秘密である場合にあっては秘密取扱原因契約の契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）を、特定資料等が特定秘密である場合にあっては防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第3条に規定する特定秘密管理者を、特定資料等が装備品

等秘密である場合にあっては装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）第2条第2号に規定する契約締結者をいう。

- (15) 情報システム 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第2号に規定する情報システムをいう。
- (16) 秘密取扱情報システム 秘密を取り扱う情報システムをいう。
- (17) 秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP） 情報システムが秘密取扱情報システムに求められる基準を満たしていることを証明する資料一式であって、ホワイトリスト、構成設定目録、操作手順書、アクセス制御方針、携帯型情報通信・記録機器の利用に係る要件、秘密取扱情報システムのセキュリティを確保するための組織体制、秘密取扱情報システムのネットワーク構成図及び秘密のデータのデータフロー図から構成されるものをいう。
- (18) 可搬記憶媒体 防衛省の情報保証に関する訓令第2条第5号に規定する可搬記憶媒体をいう。
- (19) 携帯型情報通信・記録機器 携帯電話、携帯情報端末、映像走査機器（ハンディスキャナー）、写真機、録音機その他の通話、記録等の機能を有する容易に携行できる機器をいう。
- (20) 秘密取扱情報システム利用者 秘密取扱情報システムを利用することが認められた者をいう。

（防衛事業適合事業者の一般義務）

- 第3条 乙は、その従業者、下請負事業者の従業者（下請負を行う場合に限る。以下同じ。）又は乙が秘密保全施設等への立入りを認めた者（甲の職員又は乙若しくは下請負事業者の従業者を除く。）の故意又は過失により乙が管理する秘密が漏えいしたときは、その責任を負うものとする。
- 2 乙は、総括者を配置しなければならない。総括者は、乙において特定資料等の保護に関する業務の全般を総括する責任者であり、特定資料等の取扱いの業務の全般を管理するものとする。
  - 3 乙は、特定資料等の保護及び取扱いに関し、次の各号に掲げる事項を含め、その従業者が遵守すべきことを明確にしなければならない。
    - (1) 関係社員以外の乙の従業者は、特定資料等に接してはならないこと。
    - (2) 役員、管理職員その他の関係社員の職務上の上級者であって、関係社員でない者は、職務上の下級者である関係社員に対し、自らが特定資料等に接することを求めてはならないこと。
  - 4 乙は、特定資料等の取扱いに関する法令又は秘密保全規則（秘密保全規則とあわせて秘密保全実施要領を定めている場合はこれを含む。以下同じ。）

に違反した従業者に対する正式な懲戒手続を備えなければならない、かつ、懲戒を確実に実施しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第4条 乙は、防衛事業適合事業者としての立場を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(無償契約)

第5条 この契約は、甲乙間に、この契約を原因とした金銭のやり取りを生じさせるものではない。

2 前項の規定は、秘密取扱原因契約に基づき、この契約の履行に係る違約金その他の金銭のやり取りを定めることを排除するものではない。

(適用範囲)

第6条 この契約は、甲乙間でこの契約が適用されることを確認した特定資料等に適用する。

2 前項の規定を実施するため、甲及び乙は、この契約の適用を受ける秘密取扱原因契約を網羅したリストを作成し、装備政策部長が別に定めるところにより、定期的に更新するものとする。

3 この契約に基づいて特定資料等を取り扱うことのできる乙の組織の範囲は、付紙第1に示すとおりとする。

4 付紙第1に示す乙の組織の範囲に変更があった場合には、乙は、これを更新するため、甲にこの契約の変更を申し入れなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであって、甲乙間において、変更の前後における当該乙の組織の範囲について疑義が生じないことが確認されたときは、乙は、変更後の組織の範囲を甲に届け出ることによりこれを更新することができる。

(取り扱う秘密の区分)

第7条 乙が取り扱うことのできる秘密の区分は、＜特別防衛秘密、特定秘密及び装備品等秘密＞(注)とする。

(注) この契約の対象となる秘密の区分を選ぶ。

2 乙が特別防衛秘密、特定秘密又は装備品等秘密のいずれかを取り扱わない場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる取り扱わない秘密の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

| 取り扱わない秘密の区分 | 適用されない条項 |
|-------------|----------|
|-------------|----------|

|        |                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別防衛秘密 | 第 1 8 条第 2 項、第 2 6 条第 2 項、<br>第 4 6 条及び第 5 2 条第 5 項                                                        |
| 特定秘密   | 第 1 8 条第 3 項、第 2 6 条第 3 項、<br>第 4 4 条、第 4 7 条から第 5 0 条ま<br>で、第 5 2 条第 5 項、第 5 4 条、第<br>5 6 条及び第 6 0 条第 2 項 |
| 装備品等秘密 | 第 2 6 条第 4 項、第 2 7 条第 3 項及<br>び第 5 1 条                                                                     |

## 第 2 章 秘密保全体制

### 第 1 節 秘密保全体制の整備・維持

#### (秘密保全体制の整備・維持)

第 8 条 乙は、この契約の締結に先立ち、取り扱う秘密の区分に応じて装備政策部長が別に定める要件に従い、総括者の指名、保全責任者の配置その他防衛事業適合事業者であるための秘密保全組織を整え、外国からの影響及び支配の程度を評価し、秘密保全規則を定め、関係社員に対する教育の体制を整え、及び教育を実施し、秘密保全施設及び秘密取扱情報システムを構築するなど、乙において特定資料等を保全する体制を整備しなければならない。

2 乙は、秘密取扱情報システムを構築する場合には、秘密取扱情報システム管理者の配置その他秘密取扱情報システムで取り扱う特定資料等を保全するための組織を整え、秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）を定め、秘密取扱情報システム利用者に対する教育の体制を整え、及び教育を実施するなど、秘密取扱情報システムにおいて特定資料等を保全する体制を整備しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、乙は、自己の秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを整備せずに防衛事業適合事業者となることを希望するときは、秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを備えない限定的な防衛事業適合事業者となることができる。この場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる整備しない特定資料等を保全する体制の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

|                      |                                                                                 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 整備しない特定資料等を保全する体制の区分 | 適用されない条項                                                                        |
| 秘密保全施設               | 第 1 2 条第 4 号（乙の秘密保全施設等に係る部分に限る。）、第 2 0 条第 4 項、第 2 1 条第 1 項（乙の保全施設等に立ち入る者に対する教育に |

|            |                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 限る。）、第22条第6項、第25条、第4章第1節、第43条第1項（下請負事業者関係社員に関するものに限る。）、第57条第3項、第60条、第66条第2項第1号及び第69条 |
| 秘密取扱情報システム | 第59条                                                                                 |

- 4 乙は、前項の規定により秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを備えない限定的な防衛事業適合事業者となる場合において、その従業者に、他の防衛事業適合事業者又は特定資料等の取扱いが認められた事業者の秘密保全施設内において、又はこれらの事業者の秘密取扱情報システムを利用して、特定資料等を取り扱わせようとするときは、かかる特定資料等の取扱いの態様に対応した特定資料等を保全する体制を整備しなければならない。
- 5 この契約に基づいて特定資料等を取り扱うことのできる乙の秘密保全施設及び秘密取扱情報システムは、付紙第2に示すとおりとする。
- 6 付紙第2に示す乙の秘密保全施設及び秘密取扱情報システムに変更があった場合には、乙は、これを更新するため、甲にこの契約の変更を申し入れなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであって、甲乙間において、変更の前後における当該乙の組織の範囲について疑義が生じないことが確認されたときは、乙は、変更後の組織の範囲を甲に届け出ることによりこれを更新することができる。
- 7 乙は、この契約が有効である間、第1項から第4項までの規定により整備した特定資料等を保全する体制を継続して維持しなければならない。
- 8 甲は、情報の保護に係る法令の改廃、諸外国と締結し、又は署名した情報の保護に関する協定又は取決めの改廃その他情報の保護に関して防衛事業適合事業者を取り巻く環境に変動があったときは、第1項から第3項までに定める秘密の区分に応じた要件を変更することができる。この場合においては、変更後の要件を乙に適用するまでに、原則として、1年を超えない経過措置を設け、乙に及ぼす影響を緩和するものとする。

（新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの構築）

- 第9条 乙は、この契約の締結後、この契約が有効である間に新たに秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを構築する必要がある場合には、装備政策部長が別に定めるところにより甲の承認を得て、前条第1項又は第2項に定める秘密の区分に応じた要件に合致したものを構築しなければならない。

- 2 前項の規定により新たに秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを構築する場合において、前条第1項及び第2項に定める秘密の区分に応じた要件を満たすことのできないやむを得ない事由があるときは、乙は、当該秘密保全施設又は秘密取扱情報システムにおいて取り扱う特定の特定資料等に関して予想される秘密の保全上の脅威を明らかにした上で、同項に定める秘密の区分に応じた要件と実質的に同等と認められる当該特定の特定資料等を保全する体制を甲に提案し、その承認を得た上で、当該特定の特定資料等に限った秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを構築することができる。

#### (特別な秘密保全体制)

第10条 甲は、特定資料等の保護措置に関する外国政府からの要請その他の事由により、第8条第1項及び第2項に規定する要件では特定の特定資料等を保全する体制が十分ではないと認める特段の事由がある場合には、乙に対し、これらの規定による特定資料等を保全する体制に加え、当該特定の特定資料等を保全するための特別な秘密保全体制を構築し、これを維持するよう求めることができる。

- 2 前項の規定による特別な秘密保全体制の構築及び維持は、この契約の特約に基づき実施するものとする。

#### (秘密保全体制の変更)

第11条 乙は、前3条の規定に基づき構築した秘密保全体制（外国からの影響及び支配の程度に係る評価を除く。）を変更する必要があると認めた場合には、あらかじめ、管轄防衛局等を経由して甲の承認を得なければならない。

### 第2節 総括者

#### (総括者)

第12条 乙は、総括者に、次の各号に掲げる事項その他防衛事業適合事業者として取り扱う特定資料等を秘密の区分ごとに適切に保護するための措置を講じさせなければならない。

- (1) 特定資料等を取り扱うために必要な知識を自ら取得し、これを維持すること。
- (2) 保全責任者その他の総括者の下で日常的に特定資料等の保護に関する業務に従事する者に必要な知識を取得させ、及びこれを維持させること。
- (3) 特定資料等を取り扱う乙の関係部署の長並びに関係社員の責任及び役割を明確にすること。

- (4) 関係社員及び乙の秘密保全施設等において特定資料等を取り扱う全ての者に対して秘密保全規則を遵守させること。

### 第3節 関係社員

#### (従業者の範囲の決定)

第13条 乙は、秘密の区分に応じた手続に従い、秘密の区分ごとに特定資料等の取扱いの業務を行わせようとする従業者の範囲を決定するものとする。

2 前項の規定により特定資料等の取扱いの業務を行わせようとする従業者の範囲を決定するに当たっては、特定資料等の取扱いの業務を行うことに同意しない従業者を当該範囲に含めてはならない。

3 第1項の規定により決定する特定資料等の取扱いの業務を行わせようとする従業者の範囲は、特定資料等を取り扱うことがふさわしいと認められた従業者の中から、その責任及び役割を明確にし、秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

4 乙は、その従業者について特定資料等を取り扱うことがふさわしいと認めるに当たっては、防衛装備庁との契約又はこの契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を認めてはならない。

#### (関係社員候補者名簿)

第14条 乙は、前条の規定により従業者の範囲を決定するときは、秘密取扱原因契約ごとに、秘密の区分に応じた関係社員候補者名簿（装備政策部長が別に定める様式に関係社員の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍等を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 乙は、前項の規定により関係社員候補者名簿を作成するときは、従業者を関係社員候補者名簿に掲載すること、人的クリアランスに関する確認を行うこと等について、当該従業者の同意を得なければならない。

3 乙は、前2項の規定により作成した関係社員候補者名簿に掲載された従業者に特定資料等の取扱いの業務を行わせることについて、甲の同意を得なければならない。

4 乙は、前項に規定する甲の同意を得るまでは、関係社員候補者名簿に掲載された従業者に特定資料等の取扱いの業務を行わせてはならない。

#### (関係社員名簿)

第15条 乙は、前条第3項に規定する甲の同意を得たときは、特定資料等の取扱いの業務から離れた後を含め、特定資料等の取扱いの業務を通じて知得

した秘密を保全する責任があること等について、甲の同意を得た従業者の同意を得なければならない。

- 2 前条第3項に規定する甲の同意及び前項に規定する甲の同意を得た従業者の同意のいずれも得られた従業者が掲載された名簿を関係社員名簿とする。
- 3 乙は、関係社員名簿に掲載された従業者を変更しようとするときは、前条及び第1項に規定する手続をとらなければならない。

(従業者の範囲の決定に係る禁止事項)

第16条 乙は、前2条の規定による関係社員候補者名簿又は関係社員名簿の作成に関し、次の各号に掲げる者に人事上その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 特定資料等の取扱いの業務を行うことに同意しなかった従業者
  - (2) 関係社員候補者名簿に掲載された従業者のうち甲の同意が得られなかった者
- 2 乙は、関係社員候補者名簿又は関係社員名簿に掲載された情報をこの契約を履行する目的以外のために利用してはならない。

(従業者からの同意書)

第17条 第14条第2項の規定に基づく従業者の同意及び第15条第1項の規定に基づく甲の同意を得た従業者の同意については、次の各号に掲げる秘密の区分に応じ、当該各号に定める同意書を得るものとする。

- (1) 特別防衛秘密又は装備品等秘密 装備政策部長が別に定める同意書
  - (2) 特定秘密 適性評価（特秘法第12条第1号の適性評価をいう。以下同じ。）に関して別に定められた同意書
- 2 同一の従業者が複数の秘密取扱原因契約に関して特定資料等の取扱いの業務に従事しようとする場合の前項第1号の同意書の取得については、一の秘密取扱原因契約に係る同号の同意書を取得したときは、その他の秘密取扱原因契約に係る同号の同意書の取得を省略することができる。ただし、同意書の記載内容に変更があった場合、同意書を出した従業者が関係社員となつてから一定の期間を経た場合その他の装備政策部長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(人的クリアランスの事務)

第18条 乙は、この契約に基づいて甲が乙の従業者に対して行う人的クリアランスの確認に関する事務に協力するものとする。

- 2 乙は、特定特別防衛秘密（防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。）を取り扱う従業者の人的クリアランスの確認に関し、甲又は秘密の管理職員の指示するところにより事務を行うものとする。
- 3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者について、防衛装備庁長官が行う適性評価に関し、付紙第3に規定する事務を行うものとする。

#### 第4節 外国からの影響及び支配

##### （外国からの影響及び支配）

第19条 乙は、乙における特定資料等の取扱いに対する外国からの影響及び支配の程度について、装備政策部長が別に定めるところに従い、定期的に評価しなければならない。

#### 第5節 秘密保全規則

##### （規則）

第20条 秘密保全規則は、この契約の内容を反映したものでなければならない。

- 2 乙は、特定資料等の取扱いの業務の管理を行う従業者の管理の業務ごとに当該従業者の責任及び役割を定め、及び他の特定資料等の取扱いの業務を行う関係社員による確認、監視等の手順を定め、全ての関係社員に乙の監督が及ぶようにしなければならない。
- 3 乙は、秘密保全規則が確実に履行されるよう、関係社員及び関係社員以外の従業者に対し、その内容を周知するなど、それぞれの従業者の責任及び役割に応じた措置を講じなければならない。
- 4 前項に規定する措置を講じるに当たり、乙の秘密保全施設等において特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員があるときは、当該下請負事業者関係社員に適用される下請負事業者の秘密保全規則との関係を整理しなければならない。

#### 第6節 教育

##### （教育の計画）

第21条 乙は、その従業者、下請負事業者関係社員（下請負を行う場合に限る。）及び乙の秘密保全施設等に立ち入る者に対し、定期的に、及び臨時に特定資料等の取扱に関する教育を行うものとし、このため、年度の教育計画その他特定資料等に係る秘密の保全に関する教育の計画を定めなければならない。

2 前項に規定する教育の計画は、総括者が定めるものとする。

(関係社員及び下請負事業者関係社員に対する教育)

第22条 乙は、関係社員に対し、特定資料等の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。この教育には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 秘密保全の重要性及び意義（秘密保全意識の醸成を含む。）に関すること。
  - (2) 「need to knowの原則」（「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則）を確実に履行すること。
  - (3) 情報保全に関する組織内の規則を確実に履行すること。
  - (4) 隙のない勤務と私生活において慎重に行動すること。
  - (5) 悪意のあるソフトウェアへの感染（特に可搬記憶媒体を介した感染）、内部不正等を防止するための対策及び感染した場合の対処手順に関すること。
  - (6) 業務上の役割と責任に応じて行動すること。
  - (7) 前各号に掲げる事項のほか、秘密保全規則その他の乙において業務上取り扱う情報の保全に関すること。
- 2 関係社員に対する教育は、取扱前教育（新たに関係社員になった従業員に対する教育をいう。次項において同じ。）、年次教育、臨時教育及び取扱終了時教育（関係社員ではなくなることとなった従業員に対する教育をいう。第5項において同じ。）とする。
- 3 乙は、取扱前教育について、新たに関係社員となった従業員が特定資料等の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。
- 4 乙は、年次教育について、関係社員が少なくとも年1回受講できるよう計画的に実施しなければならない。ただし、計画にない教育を行う必要が認められた場合は、随時のタイミングで臨時教育を実施するものとする。
- 5 乙は、取扱終了時教育について、関係社員ではなくなることとなった従業員に対して、当該者による特定資料等の取扱いの業務の終了後速やかに行わなければならない。
- 6 乙は、乙の秘密保全施設等において特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員があるときは、当該下請負事業者関係社員に対し、当該下請負事業者関係社員による特定資料等の取扱いの業務の内容及び態様に応じ、前各項の規定に準じた教育を行わなければならない。

(関係社員以外の従業員への教育)

第23条 乙は、関係社員以外の従業者に対し、次の各号に掲げる事項を徹底しなければならない。

- (1) 関係社員以外の従業者は特定資料等に接してはならないこと。
- (2) 役員、管理職員その他の関係社員の職務上の上級者は、関係社員に指定されていない場合には、職務上の下級者である関係社員に対し、自らが特定資料等に接することを求めてはならないこと。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか乙における特定資料等の取扱いの業務を管理する上で必要なこと。

(従業者等への教育の記録)

第24条 乙は、前2条の規定により従業者及び下請負事業者関係社員（乙の秘密保全施設等において特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員がある場合に限る。）に対して行った教育の結果について、記録しなければならない。

(秘密保全施設等に立ち入る者への教育)

第25条 乙は、乙の秘密保全施設等への立入りを認めた乙の従業者以外の者に対し、それぞれの責任若しくは役割又は立入りの目的に応じた教育を行わなければならない。

### 第3章 秘密の提供及び返却

(交付・保有)

第26条 秘密取扱原因契約に関して行われる乙に対する特定資料等の提供（乙に特定資料等を保有させ、伝達し、又は交付することをいう。以下同じ。）は、秘密の管理職員又はその指定した者を通じて行うものとする。

- 2 前項の場合において、特別防衛秘密である特定資料等を提供するときは、秘密の管理職員又はその指定した者は、秘密区分（機密、極秘又は秘の別）及び米国政府の表示を確認するものとする。
- 3 第1項の場合において、特定秘密である特定資料等を提供するときは、当該特定資料等を乙に提供する旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録を添えて行うものとする。
- 4 第1項の場合において、装備品等秘密である特定資料等を提供するときは、装備品等秘密指定書（当該特定資料等において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面をいう。以下同じ。）を添えて行うものとする。

- 5 甲は、第1項の規定により特定資料等の交付を行う場合には、交付する特定資料等に係る秘密に該当する区分を示す表示その他の装備政策部長が別に定める表示を付すものとする。ただし、表示を付すことが困難な場合においては、この限りでない。

(返却)

第27条 乙は、秘密取扱原因契約の契約期間が終了（契約の解除に伴う契約期間の終了の場合を含む。）したときは、当該秘密取扱原因契約に関して交付を受けた特定資料等及び当該特定資料等に関して作成した全ての特定資料等について、秘密の管理職員又はその指定した者に直ちに返却し、又は提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、秘密の管理職員又はその指定した者が、乙による特定資料等の廃棄又は引き続きの保有を認め、又はかかる旨の指示をしたときは、当該秘密の管理職員又はその指定した者の指示に従うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、装備品等秘密指定書に示された装備品等秘密の指定の有効期間が満了した場合には、乙は、当該装備品等秘密指定書に係る特定資料等を直ちに甲に返却し、又は提出しなければならない。

(廃棄)

第28条 乙は、この契約に定められた場合を除き、特定資料等を廃棄してはならない。

## 第4章 保護措置

### 第1節 秘密保全施設等の管理

(保全外部区域)

第29条 乙は、保全外部区域（秘密保全施設への不正な立入りを防止するため、秘密保全施設の外側に隣接する建物又は敷地であつて、立入りを管理すべき区画として指定したものをいう。以下同じ。）を設け、及びその外側境界に入退口を設置しなければならない。

- 2 乙は、保全外部区域への立入りを許可する者の名簿を作成し、保全外部区域への立入りを管理しなければならない。当該名簿は、定期的に、及び必要に応じて見直すものとする。

(閉鎖区域の構築)

第30条 乙は、閉鎖区域において特定資料等を取り扱う必要が生じた場合には、第7条に定める秘密の区分に応じた要件に合致したものを構築した上

で、当該閉鎖区域の設定に係る手続を定めた秘密保全規則の改正案を添えて、第9条の新たな秘密保全施設の構築の規定に準じて、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により閉鎖区域を構築する場合において、第8条第1項に定める秘密の区分に応じた要件を満たすことのできないやむを得ない事由があるときは、乙は、当該閉鎖区域において取り扱う特定の特定資料等に関して予想される秘密の保全上の脅威を明らかにした上で、同項に定める秘密の区分に応じた要件と実質的に同等と認められる当該特定の特定資料等を保全する体制を甲に提案し、その承認を得た上で、当該特定の特定資料等に限った閉鎖区域を構築することができる。

#### (閉鎖区域の設定)

第31条 乙は、閉鎖区域において特定資料等を取り扱う場合には、あらかじめ、当該閉鎖区域を使用する目的、期間を定め、装備政策部長が別に定めるところにより、当該閉鎖区域を設定する旨を甲に届け出なければならない。この場合において、閉鎖区域の設定の期間は、防衛省に引き渡される建造中の艦船内に構築される閉鎖区域を除き、3か月を超えることはできない。

- 2 乙は、閉鎖区域を設定しようとするときは、当該閉鎖区域における特定資料等の取扱いに先立って、次の各号に掲げる事項を点検しなければならない。
  - (1) 当該閉鎖区域が引き続き前条第1項の規定により甲の承認を得た要件又は同条第2項の規定により甲の承認を得た体制を満たすこと。
  - (2) 当該閉鎖区域に不法な侵入、秘密の窃取等を可能とし、又はそれらを容易にする機能を有する機器が設置されていないこと。
  - (3) 当該閉鎖区域において、閉鎖区域の設定の期間を通じて、この章に定める保護措置が確実に執られること。
- 3 乙は、閉鎖区域の設定を解除したとき（第1項の規定により届け出た設定の期間を満了した場合を含む。）は、装備政策部長が別に定めるところにより、その旨を甲に届け出なければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、その旨の届出を甲に対して行わなければならない。

#### (制限区域の承認)

第32条 乙は、制限区域において特定資料等を取り扱う必要が生じた場合には、当該制限区域において取り扱う特定の特定資料等に関して予想される秘密の保全上の脅威を明らかにし、及び当該制限区域を使用する目的、場所、

時間等を勘案した上で、管理者の配置、境界の設定、区域の監督及び監視、立入りの制限、管理規則その他秘密の保全上の対応策を定めなければならない。

- 2 乙は、前項の秘密の保全上の対応策について、装備政策部長が別に定めるところにより、制限区域における特定の特定資料等の取扱いの必要性、当該制限区域における特定資料等の取扱いに伴い予想される秘密の保全上の脅威及び乙による当該制限区域の妥当性の詳細について、秘密の管理職員の確認を得た上で、甲の承認を得なければならない。
- 3 制限区域に配置される管理者及び当該管理者の業務を一時的に代行する者は、甲が実施する研修を修了した者でなければならない。

#### (制限区域の設定)

第33条 乙は、制限区域を設定しようとするときは、当該制限区域における特定資料等の取扱いに先立って、次の各号に掲げる事項を点検しなければならない。

- (1) 当該制限区域において前条第2項の規定により甲の承認を得た秘密の保全上の対応策が執られること。
- (2) 当該制限区域に不法な侵入、秘密の窃取等を可能とし、又はそれらを容易にする機能を有する機器が設置されていないこと。
- (3) 当該制限区域において、制限区域の設定の時間を通じて、この章に定める保護措置が確実に執られること。
- 2 制限区域を設定し、及び使用できる時間は、当該制限区域が設定された乙が管理する場所の通常の業務時間の範囲内でなければならない。
- 3 制限区域において特定資料等が取り扱われているときは、当該制限区域を管理する者は、当該制限区域における特定資料等の取扱いの業務に立ち会い、並びに当該制限区域を常続的に監督し、及び監視し、当該制限区域における秘密の保全に専従しなければならない。
- 4 制限区域を特定資料等の保管の目的で使用してはならない。

#### (保全外部区域の立入管理)

第34条 乙は、保全外部区域について、立ち入る必要がない者の立入りを認めてはならない。

#### (立入制限措置等)

第35条 乙は、秘密保全施設等について、特定資料等を取り扱うことのできる関係社員又は下請負事業者関係社員（下請負を行う場合に限る。）及び甲又は甲の指定した者が立入りを許可した者（次項において「立入可能者」という。）以外の者の立入りを禁止しなければならない。

2 乙は、立入可能者以外の者が秘密保全施設等に立ち入ってはならない旨の掲示、立入可能者以外の者を必要以上に当該秘密保全施設等の付近に近付けない措置その他同項の措置を実施するために必要な措置を講じなければならない。

（携帯型情報通信・記録機器の持込制限）

第36条 乙は、秘密保全施設等への携帯型情報通信・記録機器の持込みを禁止しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず秘密保全施設等に携帯型情報通信・記録機器の持込みが必要となった場合には、乙は、甲の事前の許可を得た上で持ち込むことができる。この場合においては、乙は、持ち込む携帯型情報通信・記録機器について、装備政策部長が別に定める措置を講じなければならない。

（情報システムの持込・設置制限）

第37条 乙は、秘密保全施設等に情報システムを持ち込み、又は設置する場合には、甲の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て情報システムを持ち込む場合には、乙は、装備政策部長が別に定める措置を講じなければならない。

3 第1項の許可を得て情報システムを設置する場合には、乙は、秘密取扱情報システムに準じた保全措置を講じなければならない。

（秘密保全施設等の運用管理）

第38条 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、秘密保全施設等への立入りの状況を記録し、不審な立入りがいないかどうか当該記録を定期的に精査し、その結果を記録しなければならない。

2 乙は、秘密保全施設等に立ち入る者（次項において「立入者」という。）に対し、当該秘密保全施設等への立入りが許可された者であることを外形的に証する識別証（バッジ等）を着用させなければならない。

3 乙は、秘密保全施設等を運用し、及び管理するために必要な細部の手続を定め、実施しなければならない。当該手続には、次の各号に掲げる措置を含めるものとする。

- (1) 秘密保全施設等の鍵の管理に関すること（物理鍵を用いる場合にあっては、保管、接受等に関すること。暗証番号鍵を用いる場合にあっては、共有、更新等に関すること。電子鍵を用いる場合にあっては、発行、回収等に関すること。）。
  - (2) 秘密保全施設等の警備に関すること。
  - (3) 立入者が着用する識別証（バッジ等）の発行等に関すること。
  - (4) 立入りの概況の記録（立入者の所属、氏名、立入目的、入退室の日時等）の取得に関すること（電子的に取得する場合を含む。）。
  - (5) 立入りの概況の記録の精査に関すること。
  - (6) その他秘密保全施設等の運用及び管理のために必要なこと。
- 4 乙は、第1項の記録の内容が改ざんされないよう措置した上で、装備政策部長が別に定める期間、同項の記録を保管しなければならない。保管期間の経過後の当該記録の廃棄に当たっては、あらかじめ甲の確認を受けるものとする。

## 第2節 供覧及び交付等の範囲

（供覧）

- 第39条 乙は、特定資料等を当該特定資料等の関係社員以外の者に供覧してはならない。
- 2 乙は、特定資料等の関係社員であっても、現に当該特定資料等について取り扱う必要のない従業者に当該特定資料等を供覧してはならない。

（第三者への交付及び伝達の禁止）

- 第40条 乙は、特定資料等について、次条に規定する場合その他の秘密の管理職員の許可を得た場合を除き、第三者に提供してはならない。

（下請負事業者への交付及び伝達）

- 第41条 乙は、秘密取扱原因契約の履行のためやむを得ず下請負事業者に特定資料等を取り扱わせる場合であって、当該下請負事業者が当該特定資料等を取り扱うことができることについての秘密の管理職員の許可をあらかじめ得たときは、当該下請負事業者に当該特定資料等を交付し、又は伝達することができる。

## 第3節 登録及び記録

（登録及び管理）

第42条 乙は、特定資料等の管理の現況について、装備政策部長が別に定めるところにより、秘密文書等保管簿その他の帳簿に登録しなければならない。

2 前項の帳簿は、秘密の種類ごとに（必要な場合は、これに加え、機密、極秘及び秘の区分ごとに）整備するものとし、指定の状況、作成、交付、供覧、保管、貸出、回収、返却、廃棄等の状況を記録するものとする。

3 乙は、第1項の帳簿の内容が改ざんされないよう措置した上で、装備政策部長が別に定める期間、同項の帳簿を保存しなければならない。保存期間の経過後の当該帳簿の廃棄に当たっては、あらかじめ甲の確認を受けるものとする。

#### （取扱いの記録）

第43条 乙は、特定資料等の閲覧その他関係社員及び下請負事業者関係社員（乙の秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員がある場合に限る。次項において同じ。）による特定資料等の取扱いの経過について、装備政策部長が別に定めるところにより、閲覧・貸出記録簿その他の帳簿に登録しなければならない。

2 前項の帳簿は、秘密の種類ごとに（必要な場合は、これに加え、機密、極秘及び秘の区分ごとに）整備するものとし、特定資料等を取り扱った関係社員及び下請負事業者関係社員の氏名、日時、その他秘密の管理職員が指示した事項を記録するものとする。

3 乙は、第1項の帳簿の内容が改ざんされないよう措置した上で、装備政策部長が別に定める期間、同項の帳簿を保存しなければならない。保存期間の経過後の当該帳簿の廃棄に当たっては、あらかじめ甲の確認を受けるものとする。

### 第4節 特定秘密の周知

#### （特定秘密を取り扱う従業者への周知）

第44条 乙は、特定秘密である特定資料若しくは特定物件の交付を受け、特定秘密の伝達を受け、又は特定秘密を保有したときは、これらを取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

### 第5節 作成

#### （作成）

第45条 乙は、特定資料又は特定物件を作成（複製及び製作を含む。以下同じ。）しようとする場合には、あらかじめ、秘密の管理職員の許可を得なければならない。ただし、秘密取扱原因契約に特定資料又は特定物件の作成に係る定めのあるときは、当該定めに従うものとする。

2 前項の規定により特定資料又は特定物件を作成する場合には、乙は、これらを作成する方法の細部について、秘密の管理職員と協議し、秘密の管理職員又はその指名する者の立会いの下に行わなければならない。

3 乙は、特定資料又は特定物件を作成したときは、速やかにその旨を秘密の管理職員に書面又は電磁的記録により報告し、必要な指示を受けるものとする。

4 乙は、特定資料又は特定物件の作成に際して完成に至らなかったものがあるときは、秘密の管理職員の指示に従い、これを秘密の管理職員に引き渡し、又は秘密を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

#### 第6節 表示等

（特別防衛秘密の表示等）

第46条 乙は、特別防衛秘密である特定資料又は特定物件を作成したときは、これらに特別防衛秘密、秘密区分、米国政府、登録番号、一連番号、枚数及び指定条件の表示を付さなければならない。この場合において、特定資料（物件を除く。）を作成したときは、文書又は図画の各頁の中央に当該文書又は図面に固有の数字又は組織名等の表示を付すものとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、秘密の管理職員から別に指示のあるときは、当該指示に従った表示をしなければならない。

（特定秘密の表示等）

第47条 乙は、特定秘密を保有し、自ら特定秘密である特定資料又は特定物件を作成し、又は特定秘密の伝達を受けたときは、当該特定秘密、特定資料又は特定物件について特秘法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

2 前項の規定に従い特秘法第3条第2項第1号に掲げる措置を講ずる場合においては、乙は、特定秘密その他装備政策部長が別に定める表示を付すものとする。

3 前項の場合において、秘密の管理職員から別に指示のあるときは、当該指示に従った表示をしなければならない。

(特定秘密の指定の有効期間の満了に伴う措置)

第48条 乙は、秘密の管理職員から特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特秘令」という。）第7条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料又は特定物件であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、特秘令第7条第2項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、特秘法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。この項において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供をいう。以下次条及び第50条において同じ。）により通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。
- 4 前2項、次条及び第50条の通知又は周知（以下この項において「通知等」という。）を書面に代えて電磁的記録で行う場合には、電子メールの開封確認機能を利用し通知等の相手方の電子メール開封を確認すること、通知等の相手方に通知等の内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の通知等の相手方が通知等の内容を実に確認し、これに基づき適格な保護措置が講じられることを担保するための措置を講ずるものとする。

(特定秘密の指定の有効期間の延長に伴う措置)

第49条 乙は、秘密の管理職員から特秘令第8条第1号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、特秘法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面の交付により通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(特定秘密の指定の解除に伴う措置)

第50条 乙は、秘密の管理職員から特秘令第10条第1項第2号の規定に基づく特定秘密の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料又は特定物件であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、特秘令第10条第2項に規定する指定解除表示をしなければならない。

2 前項の場合において、乙は、特秘法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面の交付により通知しなければならない。

3 第1項の場合において、乙は、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

(装備品等秘密の表示等)

第51条 乙は、装備品等秘密である特定資料又は特定物件を作成し、秘密の管理職員からの指示があったときは、これらに装備品等秘密、登録番号その他装備政策部長が別に定める表示を付さなければならない。ただし、秘密の管理職員又はその指定する者の許可を受けたときは、この限りでない。

## 第7節 運搬、交付、伝達等

(運搬等)

第52条 乙は、特定資料又は特定物件を運搬するときは、当該特定資料又は秘密物件を取り扱うことができる関係社員の中から指名した従業者に携行させなければならない。この場合において、特定資料又は特定物件が特別防衛秘密又は特定秘密であるときは、複数名の関係社員で運搬しなければならない。

2 乙は、特定資料又は特定物件を封筒若しくは包装によりこん包して運搬し、又は輸送し、若しくは郵送するとき（書留による郵送に限る。以下同じ。）は、これらが窃取され、破壊され、又は盗み見られるなどの危険を防止するため、こん包を二重にした上で、これらを封かんしなければならない。

3 乙は、前項の規定によることのできない特定資料又は特定物件を運搬し、又は輸送し、若しくは郵送するときは、これらが窃取され、破壊され、盗み見られるなどの危険を防止するため、これらを運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講じなければならない。

- 4 乙は、前3項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、秘密の管理職員の指示に従うものとする。
- 5 特別防衛秘密又は特定秘密である特定資料及び特定物件は、郵送してはならない。

(交付)

第53条 乙は、特定資料又は特定物件を交付するときは、名宛人又はその指名する者（当該特定資料又は特定物件を取り扱うことができる者に限る。）に対して行わなければならない。この場合において、交付をしたときは、受領書等に名宛人又はその指名する者の受領印の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

(電気通信による特定秘密の交付)

第54条 乙は、特定秘密に該当する特定資料（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置その他の秘密の管理職員が必要と認める措置を講じなければならない。ただし、特に認められた場合を除き、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付をしてはならない。

(接受)

第55条 乙は、封かんされている特定資料又は特定物件については、名宛人又はその指名する関係社員（当該特定資料又は特定物件を取り扱うことができる者に限る。）でなければ開封させてはならない。

(特定秘密の伝達)

第56条 乙は、特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、特定秘密の伝達を電話で行ってはならない。
- 3 乙は、特定秘密を伝達するときは、盗聴等を防止するものとする。

(下請負事業者への交付又は伝達)

第57条 この節の規定の適用に当たり、特定資料等の交付又は伝達の相手方が下請負事業者である場合には、乙は、あらかじめ、秘密の管理職員の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する場合であつて、交付する特定資料又は特定物件を一定の期限又は条件を満たしたときに返却させる必要があるときは、乙は、秘密の管理職員の指示を受け、当該特定資料又は特定物件の返却の時期を明示した上で交付するものとする。
- 3 第1項の承認を得た場合において、乙の秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員があるときの当該下請負事業者関係社員に対する特定資料等の伝達については、関係社員に対する特定資料等の伝達とみなすものとする。

#### 第8節 保護措置に関する報告

##### (実施報告)

- 第58条 乙は、特定資料又は特定物件を接受し、作成し、送達し又は秘密の管理職員からの指示により廃棄したときは、速やかに、秘密の管理職員に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。
- 2 前項に規定する報告は、作成した特定資料若しくは特定物件、又は作成において完成に至らなかった特定資料若しくは特定物件であつて、秘密の管理職員の指示を受けたものの取扱いを含めて行うものとする。

#### 第9節 情報システム

##### (情報システムの使用)

- 第59条 乙は、秘密を情報システムで取り扱う場合には、付紙第4に定めるところにより、秘密取扱情報システムを使用しなければならない。

#### 第10節 保管

##### (保管)

- 第60条 乙は、特定資料又は特定物件を保管する場合には、甲の承認を得た保管容器に保管しなければならない。
- 2 特定秘密である情報を記録する可搬型記憶媒体の保管は、前項の規定に従って行うものとする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、その形状等により同項の規定により保管できない特定物件については、保管庫である秘密保全施設の中で、又は甲が適切と認める方法により保管するものとする。

#### 第5章 緊急事態及び事故

##### (緊急事態に際しての廃棄)

第61条 乙は、特定資料等の奪取その他秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合には、特定資料等を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該特定資料又は特定物件を廃棄しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、特定資料又は特定物件を廃棄する場合には、あらかじめ秘密の管理職員を通じて防衛装備庁長官の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を秘密の管理職員を通じて防衛装備庁長官に報告するものとする。

3 前項ただし書に規定する報告は、特定資料等の奪取その他秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態の状況、廃棄した特定資料又は特定物件の概要、同項ただし書の規定を適用した理由及び廃棄に当たって用いた方法を書面又は電磁的記録により行うものとする。

(事故への備え)

第62条 乙は、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した場合の対処の責任者、当該責任者の下で行う対処手順その他事故への対処体制を整えなければならない。

2 乙は、前項の対処体制の有効性を確認するため、定期的に事故の発生に備えた訓練を実施しなければならない。

(事故等の発生時等の措置)

第63条 乙は、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したとき又はこの契約に定める特定資料等の保護措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに、発生した事故又は事態（以下この条及び次条において「事故等」という。）の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、装備政策部長が別に定める要領に基づき、秘密の管理職員及び装備保全管理課長にその時点で把握できた事故等に関する情報を報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する報告をした後、事故等が発生した原因、事故等に関して収集した証拠、秘密の管理職員から指示があった事項を詳細に調査し、その結果を秘密の管理職員に速やかに報告しなければならない。

3 乙は、第1項に規定する報告のほか、秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念についての情報を把握した場合は、直ちに、甲に報告するものとする。

(教訓の反映)

第64条 乙は、事故等への対処の結果を踏まえて新たに採用した特定資料等の保護措置について、秘密保全規則に反映しなければならない。

## 第6章 検証・検査・点検

(検証)

第65条 乙は、特定資料等を保全する体制及び特定資料等の保護措置の実施の状況について、定期的に検証しなければならない。

2 前項の検証に当たっては、次の各号に掲げる事項を考慮したリスク査定（起こり得る脅威を想定した上で、その影響の程度を分析し、及び想定された脅威への対策の妥当性を評価することをいう。次条において同じ。）を実施するものとする。

- (1) 特定資料等の保護に対して起こり得る脅威についての想定
- (2) 特定資料等に対して不正なアクセスを行おうとする者（潜在的に存在するものを含む。）についての想定
- (3) 特定資料等への不正なアクセスとして想定される行為の態様
- (4) 前号の行為が行われた場合の保全体制及び保護措置のぜい弱性の程度
- (5) 特定資料等が不正に開示され又は使用され、改ざんされ、破壊等された場合に生じる被害の程度
- (6) 特定資料等の取扱いの業務に関し、特定資料等の取扱いの業務を行う組織内に存在する脅威（潜在的に存在するものを含む。）の想定
- (7) 特定資料等の取扱いの業務に関し、特定資料等の取扱いの業務を行う組織の外部（乙の組織の内外を問わない。）に存在する脅威（潜在的に存在するものを含む。）の想定

3 乙は、第1項の検証を行った場合において、その保全体制又は保護措置を改善する必要性を認めたときは、検証結果に応じた改善を行わなければならない。

(防衛事業適合事業者による点検)

第66条 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、毎月1回以上、特定資料等の保護措置の実施の状況についての点検を行い、管轄防衛局等にその結果を報告しなければならない。

2 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、1年に1回以上、保全組織の体制その他の秘密保全体制についての点検を行い、リスクを査定し、管轄防衛局等にその結果を報告しなければならない。

(甲による実地検査・調査)

第67条 乙は、前条各項の規定による点検の結果の報告に基づいて、甲又はその指定した者が行う実地の検査を受けなければならない。

2 甲又はその指定した者は、前項に規定する実地の検査の結果を踏まえ、乙による特定資料等の保護措置の実施の状況について更に検査する必要があると認めたときは、乙の秘密保全の体制及び特定資料等の保護措置の実施の状況を調査し、及び必要な指導を行うことができる。

3 乙は、前2項の規定により甲又はその指定した者が行う検査又は調査に協力しなければならない。

4 秘密取扱原因契約の履行に当たり、秘密の管理職員が必要と判断して行う検査又は調査は、第1項及び第2項に基づき行う検査又は調査として行うことができるものとする。この場合において「甲」とあるのは「秘密の管理職員」と読み替えるものとする。

## 第7章 下請負

(下請負の禁止)

第68条 特定資料等の取扱いに係る業務は、原則として、下請負をしてはならない。

2 前項の規定は、特定資料又は特定物件の輸送、秘密保全施設等の警備その他の役務の提供であつて、当該役務を提供する者が当該役務の提供を通じて、秘密を直接取り扱うことがなく、秘密の内容を知ることができないよう措置されている業務については、適用しない。

3 第8条第3項の規定により秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者となった事業者については、下請負を認めない。ただし、秘密取扱原因契約の履行のため、装備政策部長が別に定めるところにより、乙の下請負事業者が付紙第2に示す当該下請負事業者の秘密保全施設等又は防衛省の施設において特定資料等を取り扱う場合は、この限りでない。

(下請負の手続)

第69条 前条の規定にかかわらず、乙は、やむを得ず下請負を行う必要があると認めた場合には、秘密取扱原因契約に定めるところにより、秘密取扱原因契約の秘密の管理職員の許可を得なければならない。この場合において、乙の秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員があるときは、その旨を明らかにして許可を得るものとする。

- 2 前項の許可を得た場合において、乙の秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員があるときは、乙は、同項の許可に係る下請負事業者との間で、当該下請負事業者関係社員による乙の秘密保全施設等における特定資料等の取扱いの業務の管理について協議し、その結果を甲に届け出なければならない。当該協議は、当該下請負事業者関係社員が乙の秘密保全施設等において行う特定資料等の取扱いの業務の内容及び態様に応じたものとしなければならない。

(秘密の管理職員による下請負事業者に対する検査への協力)

第70条 乙は、秘密の管理職員又はその指定した者が、乙の下請負事業者に対し、乙が下請負をした特定資料等の取扱いに係る業務についての検査又は調査を行うときは、秘密の管理職員又はその指定した者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

## 第8章 雑則

(契約期間)

第71条 この契約の契約期間は、契約を締結した日から5年間とする。

(契約の延長)

第72条 乙は、この契約の延長を希望する場合には、この契約の残余の期間が6か月となる日から3か月となる日までに、取り扱う秘密の区分に応じて装備政策部長が別に定める要件を満たしていることを証する書類と共に、契約の延長を申請するものとする。

(甲による契約の解除等)

第73条 甲は、乙がこの契約に基づく保護の対象となる秘密を現に取り扱っておらず、当分の間この契約に基づく保護の対象となる秘密を取り扱うことが想定されない場合には、この契約を解除するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約の規定に違反したときは、この契約の全部又は一部を催告することなく解除することができる。この場合において、甲は、乙及び乙の下請負事業者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(乙による契約の解除)

第74条 乙は、この契約に基づく保護の対象となる秘密を現に取り扱っておらず、当分の間この契約に基づく保護の対象となる秘密を取り扱うことが想

定されない場合には、この契約を解除するため、甲と協議することができる。

(契約の変更)

第75条 甲及び乙は、この契約が満了するまでの間において、この契約に定める内容を変更する必要があると認めた場合は、当該変更について協議するものとする。

(事情の変更)

第76条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定める内容が不当となり、当該内容を変更する必要があると認めた場合は、当該変更について協議するものとする。

(契約終了後の適用)

第77条 この契約に基づいて乙が現に取り扱った特定資料等に係る秘密を保護する義務は、この契約の終了後も当該特定資料等に係る秘密の指定が解除されるまでの間、継続する。

2 乙は、この契約の終了後においても、秘密保全上調査をする必要があると秘密の管理職員が認めた場合には、第67条又は第70条の規定に準じてこれらの者が行う調査を受け入れ、必要な協力をしなければならない。

(協議)

第78条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第79条 この契約は、日本国内法に準拠する。

2 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 防衛装備庁装備政策部  
装備保全管理課長 [氏名] 印

乙 [住所]  
[事業者名]  
[役職名] [氏名] 印

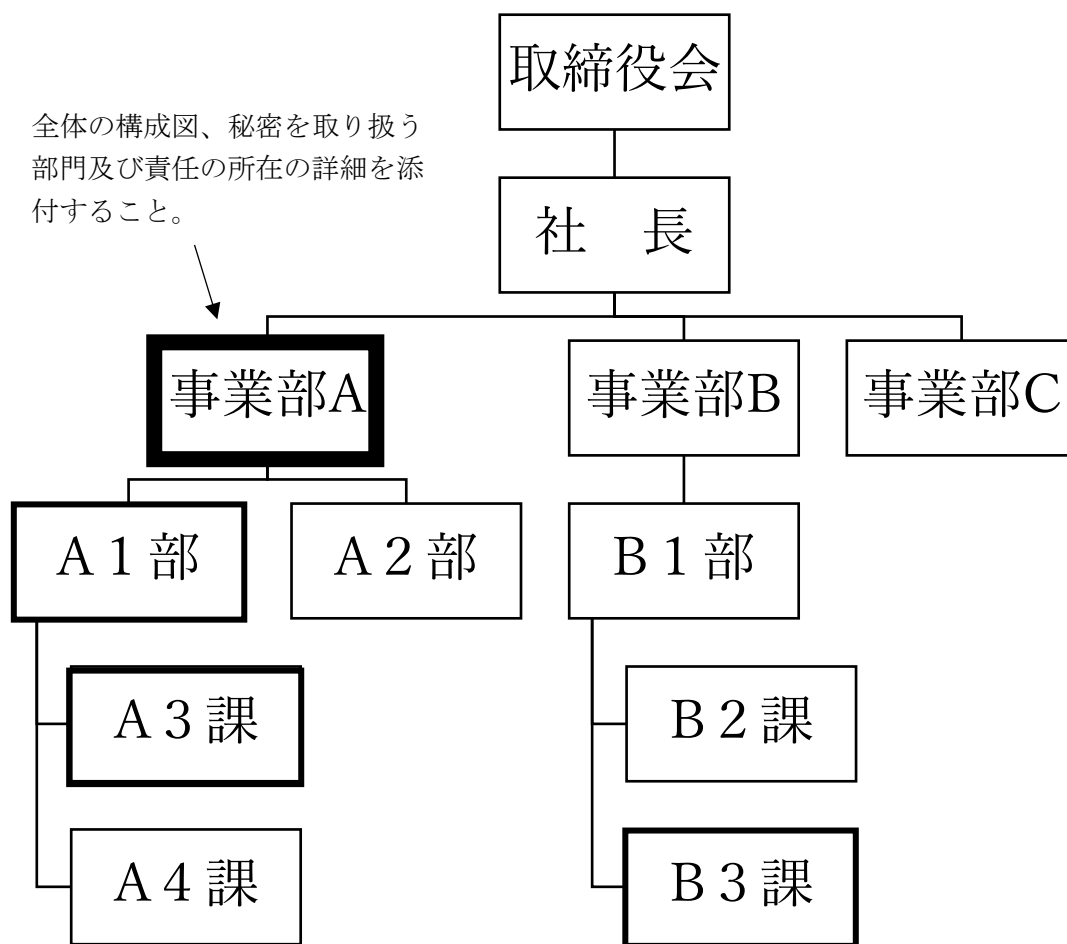
特定資料等を取り扱うことのできる乙の組織の範囲について（記載例 1）

1. 関係部署

- （例 1） ○○事業本部○○部  
○○事業本部××支社  
○○事業本部◇◇製作所  
（例 2） ◇◇製作所□□工場

2. 社内における関係部署の位置付け（組織図※の添付）

（複数の事業部間で関係部署が混合している場合）



※ 事業者全体の組織構成図及び秘密を取り扱う部門の詳細な組織構成図を添付すること。また、複数の部門又は工場において、関係部署が混合している場合には、該当する部署及び責任の所在を特定すること。

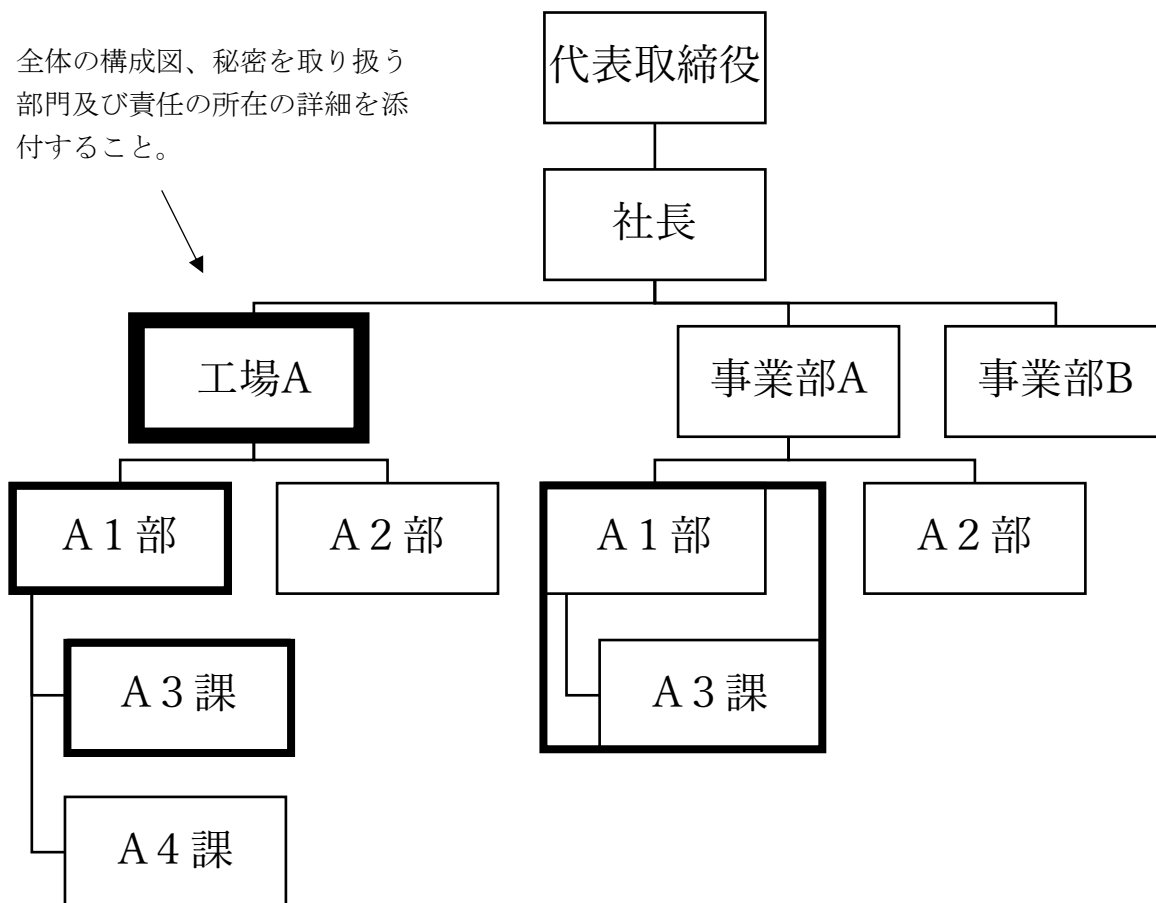
特定資料等を取り扱うことのできる乙の組織の範囲について（記載例２）

１．関係部署

- （例１） ○○事業本部○○部  
○○事業本部××支社  
○○事業本部◇◇製作所  
（例２） ◇◇製作所□□工場

２．社内における関係部署の位置付け（組織図※の添付）

（複数の事業部又は工場間で関係部署が混合している場合）



※ 事業者全体の組織構成図及び秘密を取り扱う部門の詳細な組織構成図を添付すること。また、複数の部門又は工場において、関係部署が混合している場合には、該当する部署及び責任の所在を特定すること。

## 秘密保全施設及び秘密取扱情報システム一覧

| 項目         | 詳細                           |                            |
|------------|------------------------------|----------------------------|
| 秘密保全施設     | ＜乙の全ての秘密保全施設を記載する。＞          |                            |
|            | 他の事業者の秘密保全施設等の利用の有無          | 有・無                        |
|            | 乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設等 | ＜下請負事業者の該当する秘密保全施設等を記載する。＞ |
| 秘密取扱情報システム | ＜乙の全ての秘密取扱情報システムを記載する。＞      |                            |
|            | 他の事業者の秘密取扱情報システムの利用の有無       | 有・無                        |

## 適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出等)

- 第1条 乙は、その従業者に特定秘密を取り扱わせるため防衛装備庁長官による適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び法第12条第1項各号のうち該当する号その他参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを特定秘密管理者に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに特定秘密管理者に通知しなければならない。
- 3 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、特定秘密を取り扱わせる場合は、関係社員名簿に掲載し、これを特定秘密管理者及び甲に提出しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

- 第2条 乙は、評価対象者について照会があった場合に必要な報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、防衛装備庁長官が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。

(適性評価結果等通知書その他の文書の管理)

- 第3条 乙は、適性評価の結果が記された文書その他適性評価の実施に当たり特定秘密管理者に送付し、又は特定秘密管理者から送付された文書の管理を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行うこと。
- (2) 用済後速やかに廃棄し、適性評価の結果適性があると認められた旨特定秘密管理者が通知した文書は送付日から5年、その他の文書は送付日から1年を超えて保存しないこと。

(評価結果その他の個人情報の目的外利用の禁止)

- 第4条 乙は、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定秘密の取扱業務の停止)

第5条 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、特定秘密管理者から、新たな適性評価の結果として、適性がないと認められた旨通知があったときは、直ちに、当該従業者が特定秘密を取り扱わないよう措置しなければならない。特定秘密管理者から、法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義がある旨通知されたときも同様とする。

(事後の事情の変化に関する報告)

第6条 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を年1回以上行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

2 乙は、前項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第7条 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である従業者について、第1条の名簿に登載する場合には、同条に定める事項のほか、次に掲げる事項を当該名簿に記載し、又は記録するとともに、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該名簿に登載した旨を通知しなければならない。

(1) 派遣労働者である旨

(2) 当該従業者についての予定している業務内容

2 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である従業者について、特定秘密管理者から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

(1) 適性評価実施責任者に提出する名簿に登載しないこと。

(2) 適性評価を実施することについて防衛装備庁長官の承認が得られたこと、又は得られなかったこと。

(3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと。

(4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと。

(5) 適性評価の結果。

(6) 当該従業者が法第12条第1項第3号の規定に該当するため、適性に疑義があること。

3 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者が乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である場合には、当該従業者を雇用する事業主が当該従業者について第6条の事情があると認めたときに、乙に確実に報告をさせる必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対し、第1項又は第2項の通知をしたときは、当該通知をした文書について、これが第3条の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、評価対象者が派遣労働者である従業者の場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し乙を経由して特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除

き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

(契約履行後における乙の義務)

第8条 第3条、第4条並びに前条第4項及び第5項の規定は、契約履行後においても準用する。

## 秘密取扱情報システムに関する特約条項

### (適用範囲)

第 1 条 秘密を情報システムで取り扱う場合には、この特約の定めを適用する。

2 この特約の定めに基づいて執られる措置は、主たる契約条項の定めに基づいて執られる措置と整合的に行われなければならない。

### (定義)

第 2 条 この特約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユーザーセッション 秘密取扱情報システム利用者が実行するそれぞれのアプリケーションの論理的な経路をいう。
- (2) ホワイトリスト 秘密取扱情報システムにインストールし、及び実行することが認められたソフトウェアのリストをいう。
- (3) 構成設定 秘密取扱情報システムの構成要素（情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体をいう。以下同じ。）の種類、バージョン等及び当該構成要素の機能の決定並びに構成要素の動作等を制御する設定値を決定することをいう。
- (4) サプライチェーン・リスク 秘密取扱情報システムに関する調達に際し、秘密取扱情報システム及びその構成品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。
- (5) 電子政府推奨暗号等 電子政府推奨暗号リストに記載されている暗号等又は電子政府推奨暗号選定の際の評価方法により評価した場合に電子政府推奨暗号と同等以上の解読困難な強度を有する秘匿化の手段をいう。

### (組織のセキュリティ)

第 3 条 乙は、秘密を秘密取扱情報システムで取り扱うための体制を整備し、これを維持しなければならない。

2 乙は、秘密取扱情報システム利用者以外の者に秘密取扱情報システムを利用させてはならない。

3 主たる契約条項の定め及びこの特約の定めに基づいて秘密取扱情報システムに関して執られる措置については、秘密取扱情報システムを利用した秘密

の取扱いのため必要な範囲において、関係社員その他の従業者に徹底するものとする。この場合において、秘密取扱情報システムに関する情報の供覧の範囲を必要最小限の範囲にとどめ、秘密取扱情報システムの管理及び運用に関する文書を適切に保護しなければならない。

- 4 乙は、その秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員に対し、秘密取扱情報システムの利用を認めることができる。この場合においては、主たる契約条項の定めに従って行う下請負事業者との間の協議に下請負事業者関係社員による秘密取扱情報システムの利用に関することを含めなければならない。
- 5 前項の場合における第3項の規定の適用については、「関係社員その他の従業者」とあるのは、「関係社員その他の従業者及び乙の秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員」とする。

(体制)

- 第4条 乙は、秘密取扱情報システムごとに秘密取扱情報システム利用者を指定しなければならない。秘密取扱情報システム利用者は、関係社員の中から、乙が当該秘密取扱情報システムを用いて特定資料等の取扱いの業務を行う上で必要最小限の範囲で指定するものとする。
- 2 乙は、秘密取扱情報システムごとに秘密取扱情報システム管理者（秘密取扱情報システムの運用管理に責任を負う管理者をいう。以下同じ。）を指定しなければならない。秘密取扱情報システム管理者は、当該秘密取扱情報システムの秘密取扱情報システム利用者の中から、ふさわしいと認める者を指定するものとする。
  - 3 乙は、秘密取扱情報システムごとに秘密取扱情報システム担当者（秘密取扱情報システム管理者の業務遂行を補助する者をいう。以下同じ。）を指定しなければならない。秘密取扱情報システム担当者は、当該秘密取扱情報システムの秘密取扱情報システム利用者の中から、ふさわしいと認める者を指定するものとする。
  - 4 乙は、秘密取扱情報システムごとにアカウント管理者（秘密取扱情報システムへ論理的にアクセスするための権利の設定、変更、削除等の管理を行う者をいう。以下同じ。）を指定しなければならない。アカウント管理者は、秘密取扱情報システムの秘密取扱情報システム担当者の中から、ふさわしいと認める者を指定するものとする。

- 5 秘密取扱情報システム管理者は、秘密取扱情報システムの適正な管理に影響がないと判断される場合には、秘密取扱情報システム担当者及びアカウント管理者を兼ねることができる。
- 6 秘密取扱情報システム担当者は、秘密取扱情報システムの適正な管理に影響がないと判断される場合には、アカウント管理者を兼ねることができる。
- 7 前条第4項の場合における第1項の規定の適用については、「関係社員」とあるのは、「関係社員及び乙の秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員」とする。この場合において、第2項から第4項までの規定にかかわらず、下請負事業者関係社員である秘密取扱情報システム利用者を秘密取扱情報システム管理者、秘密取扱情報システム担当者又はアカウント管理者に指定してはならない。
- 8 前各項の規定による指定（新たな指定により元々の指定を解除する場合を含む。）は、装備政策部長が別に定めるところにより行うものとする。

（同意書）

- 第5条 乙は、秘密取扱情報システム利用者を指定した場合には、秘密取扱情報システムの利用は監視され、利用履歴が記録されること等について、当該秘密取扱情報システム利用者の同意を得なければならない。
- 2 前項の同意は、装備政策部長が別に定めるところにより行うものとする。

（総括者）

- 第6条 乙は、総括者に、次の各号に掲げる事項その他秘密取扱情報システムにおける特定資料及び秘密取扱情報システムに係る特定物件の取扱いに関して必要な措置を講じさせなければならない。
- (1) 秘密取扱情報システムの管理及び運用が秘密保全規則等の下で的確に行われることを確保すること。
  - (2) 秘密取扱情報システムを管理し、及び運用する組織のセキュリティを整備すること。
  - (3) 秘密取扱情報システム利用者に対する教育を行うこと。
  - (4) 秘密取扱情報システム及び可搬記憶媒体の廃棄を承認し、その実施を監督すること。
  - (5) 事故への対処体制を整備し、及び事故等に対応し、並びにぜい弱性への対処を監督すること。
  - (6) リスク査定を監督すること。
  - (7) 点検の実施要領を承認し、及び点検の実施を監督すること。

- (8) 秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）を承認し、その実施を監督すること。

（秘密取扱情報システム管理者）

第7条 乙は、秘密取扱情報システム管理者に、次の各号に掲げる事項その他秘密取扱情報システムの管理のために必要な措置を講じさせなければならない。

- (1) 電磁的記録である秘密（以下「秘密のデータ」という。）を分類し、及び管理すること。
- (2) 物理的セキュリティ対策の実施を監督すること。
- (3) 可搬記憶媒体を管理すること。
- (4) 秘密取扱情報システム及び可搬記憶媒体の廃棄を申請し、及びこれらを廃棄すること。
- (5) ぜい弱性対処記録及びぜい弱性スキャン分析結果記録簿を承認し、並びにぜい弱性に対処すること。
- (6) リスク査定を実施すること。
- (7) 点検の実施要領を作成し、及び点検を実施すること。
- (8) 秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）を作成し、これにのっとりた措置を執ること。
- (9) セキュリティエンジニアリングの原則を承認すること。
- (10) 構成設定を監督し、証明するための目録を承認し、及び構成管理の実施を監督すること。
- (11) 基本的な防御対策の実施を監督すること。
- (12) アクセス制御方針を承認し、その実施を監督すること。
- (13) アカウント管理計画（秘密取扱情報システム利用者のアカウントを管理する計画をいう。以下同じ。）を承認し、アカウント（秘密取扱情報システムに論理的にアクセスするための権利をいう。以下同じ。）の管理を監督すること。
- (14) ログオン及びユーザーセッションの管理を監督すること。
- (15) 識別管理簿（アカウント及び秘密取扱情報システムを構成する機器を識別するために付与した識別子を管理するための帳簿をいう。以下同じ。）を承認し、識別及び認証を監督すること。
- (16) 秘密保全施設等における通信の制御を監督すること。
- (17) 運用状況の監視及び対応を監督すること。
- (18) システムログの取得及び分析を監督すること。
- (19) システムログのバックアップ等を監督すること。

- (20) システムメンテナンス等計画を承認し、その実施を監督すること。
- (21) 構成要素に関するサプライチェーン・リスクを管理すること。

(秘密取扱情報システム担当者)

第8条 乙は、秘密取扱情報システム担当者に、次の各号に掲げる事項その他秘密取扱情報システム管理者の業務遂行を補助するために必要な措置を講じさせなければならない。

- (1) 物理的セキュリティ対策を行うこと。
- (2) 可搬記憶媒体を管理する簿冊（以下「可搬記憶媒体管理簿」という。）を作成し、可搬記憶媒体の点検をすること。
- (3) セキュリティエンジニアリングの原則を適用すること。
- (4) 構成設定の状況を把握し、これを証明するための目録を作成し、及び構成管理を行うこと。
- (5) 基本的な防御対策を行うこと。
- (6) アクセス制御方針を作成し、アクセスを制御すること。
- (7) 秘密保全施設等における通信を制御すること。
- (8) 運用状況の監視を行い、及びその結果に対応すること。
- (9) システムログを取得し、及びその分析を行うこと。
- (10) ぜい弱性対処記録及びぜい弱性スキャン分析結果記録簿を作成すること。
- (11) システムログのバックアップ等を行うこと。
- (12) システムメンテナンス等計画を作成し、メンテナンス等を行うこと。
- (13) その他秘密取扱情報システム管理者から命じられたこと。

(アカウント管理者)

第9条 乙は、アカウント管理者に、次の各号に掲げる事項その他秘密取扱情報システムのアカウントの管理のために必要な措置を講じさせなければならない。

- (1) アカウント管理計画を作成し、秘密取扱情報システムのアカウントの管理を行うこと。
- (2) ログオン及びユーザーセッションを管理すること。
- (3) 識別管理簿を作成し、識別及び認証を行うこと。
- (4) その他秘密取扱情報システム管理者から命じられたこと。

(秘密取扱情報システム利用者への教育)

第10条 乙は、秘密取扱情報システム利用者に対し、その職責及び利用する秘密取扱情報システムに応じた技術的及び専門的な教育を行わなければならない。

2 前項の規定の実施に当たっては、主たる契約条項に定める教育と整合的に行うものとする。

(秘密取扱情報システムの設置)

第11条 乙は、秘密取扱情報システムを秘密保全施設等の内部に設置し、秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）に従って管理し、及び運用しなければならない。

2 秘密取扱情報システムは、有線により構成要素が配線接続されなければならない。他の情報システム又は秘密取扱情報システムが設置された秘密保全施設等の外部との通信は、完全に遮断されなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、その構成要素が複数の秘密保全施設等の内部に設置される秘密取扱情報システムであって、秘密保全施設等の間を有線接続されるものとして防衛装備庁が定める基準を満たす秘密取扱情報システムは、複数の秘密保全施設等の構成要素の間で通信を行うことができる。

4 秘密取扱情報システムに接続できる可搬記憶媒体は、当該秘密取扱情報システムが設置された秘密保全施設等から持ち出してはならない。ただし、特定資料等を当該秘密保全施設等の外にある者への交付のため、秘密保全施設等の外部への持出しの許可を得た可搬記憶媒体は、この限りでない。

(秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）の更新)

第12条 乙は、秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）を定期的に見直し、その内容を常に最新のものに更新しなければならない。

2 乙は、秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）を変更した場合には、甲に届け出なければならない。

3 乙は、サプライチェーン・リスクに留意して構成要素を選定するものとする。

4 乙は、甲から秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画（SSP）を見直すよう求められたときは、これに応じなければならない。

(秘密のデータの管理)

第13条 乙は、秘密のデータを他の電磁的記録から明確に区別し、秘密保全施設等内で管理しなければならない。

- 2 前項の規定の実施に当たっては、秘密のデータの管理に関する帳簿を作成するものとする。
- 3 秘密のデータは、当該秘密取扱情報システムで使用することが認められた可搬記憶媒体に保存しなければならない。
- 4 秘密のデータは、秘密取扱情報システムの記憶媒体に保存してはならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、その記憶媒体に秘密のデータを保存するものとして防衛装備庁が定める基準を満たす秘密取扱システムは、その記憶媒体に秘密のデータを保存することができる。

#### (可搬記憶媒体の管理)

第14条 乙は、秘密取扱情報システムで可搬記憶媒体を使用する場合には、次の各号に定める事項その他可搬記憶媒体の管理のために必要な事項を定めなければならない。

- (1) 可搬記憶媒体管理簿を作成すること。
  - (2) 可搬記憶媒体の状況及び可搬記憶媒体管理簿の内容を定期的に点検すること。
  - (3) 可搬記憶媒体を使用できる者を必要最小限に制限すること。
  - (4) 可搬記憶媒体の使用は秘密取扱情報システム管理者が許可すること。
  - (5) 可搬記憶媒体に秘密のデータを記録する場合には、強固な暗号鍵を用い、最新の電子政府推奨暗号等により暗号化し、暗号鍵を厳格に管理すること。
- 
- 2 乙は、可搬記憶媒体管理簿に記載されていない可搬記憶媒体の秘密取扱情報システムへの接続を拒否する設定にしなければならない。
  - 3 乙は、可搬記憶媒体を廃棄する場合には、これを秘密のデータが復元できないよう物理的に破壊しなければならない。なお、一の秘密取扱情報システムで使用された可搬記憶媒体を他の情報システムで再利用してはならない。
  - 4 可搬記憶媒体管理簿は、装備政策部長が別に定めるところにより作成するものとする。

#### (アクセス制御)

第15条 乙は、アカウント管理計画を作成し、これに従って、秘密取扱情報システム利用者の職責に応じた必要最小限の権限を付与し、アカウントの利用を管理しなければならない。付与したアカウントは、定期に及び必要に応じて、見直すものとする。

- 2 乙は、秘密取扱情報システムへのログオン及びユーザーセッションを管理し、秘密取扱情報システムの不正な利用を防止しなければならない。
- 3 アカウント管理計画は、装備政策部長が別に定めるところにより作成するものとする。

(識別及び認証)

- 第16条 乙は、識別管理簿を作成しなければならない。
- 2 乙は、秘密取扱情報システムで用いられる識別子及び認証子を厳格に管理し、多要素認証を含め、秘密取扱情報システムで用いられる認証が厳正に行われるよう措置しなければならない。
  - 3 識別管理簿は、装備政策部長が別に定めるところにより作成するものとする。

(システム監視)

- 第17条 乙は、秘密取扱情報システムに対する不正なアクセス、利用者権限等の不正な使用、不正な通信、悪意のあるコードの侵入等を検知するため、秘密取扱情報システムの運用の状況を監視しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定による監視の結果を記録し、組織横断的な対策に取り組むものとする。

(システムログの取得・分析、バックアップ)

- 第18条 乙は、不正な操作又は通信を探知するため、秘密取扱情報システムについて、秘密のデータの取扱いに関する記録、秘密取扱情報システム利用者ごとの操作の記録その他秘密取扱情報システムの操作、入出力、通信等の記録を自動的に取得しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により取得した記録について、定期的に分析しなければならない。分析に当たっては、全体的かつ横断的にシステムログを精査するものとし、反復継続性に乏しい特異な事象、秘密取扱情報システム利用者による異常な操作、システムの異常な挙動等の有無を判断しなければならない。
  - 3 乙は、第1項の規定により取得したシステムログについて、定期的にバックアップし、その機密性、完全性及び可用性を確保しなければならない。
  - 4 乙は、第1項及び第2項の規定によるシステムログの分析の結果を記録しなければならない。

(ぜい弱性スキャン)

第19条 乙は、秘密取扱情報システムについて潜在的に懸念される脅威を探知するため、定期に及び必要に応じて、秘密取扱情報システムのぜい弱性スキャンを行い、その結果を分析しなければならない。

2 前項の分析は、情報システムを巡る脅威に関する最新の動向に係る技術的な知見を踏まえて行うものとする。

3 乙は、前2項の規定によるぜい弱性スキャンの結果を記録し、組織横断的な対策に取り組むものとする。

(ぜい弱性対処)

第20条 乙は、秘密取扱情報システムにぜい弱性が発見され、又は検知された場合の対処の責任者及び当該責任者の下で行う対処手順を整えなければならない。

2 乙は、発見され、又は検知されたぜい弱性を速やかに修正し、又は対策を講じなければならない。

(リスク査定及び点検)

第21条 乙は、秘密取扱情報システムにおける特定資料の取扱い及び秘密取扱情報システムに係る特定物件の取扱いに関するリスク査定を実施しなければならない。

2 乙は、秘密取扱情報システムにおける特定資料の取扱い及び秘密取扱情報システムに係る特定物件の取扱いについて定期的に点検を行わなければならない。

3 前2項の規定によりリスク査定又は点検を行うに当たっては、主たる契約条項に定める措置と整合的に行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定によりリスク査定又は点検を行った場合において、改善事項が判明したときは、速やかに措置しなければならない。

(メンテナンス等)

第22条 乙は、定期的にかつ計画的に、秘密取扱情報システムの保守、点検、診断、修理、整備、アップグレードその他の秘密取扱情報システムのメンテナンス等を行わなければならない。

2 前項のメンテナンス等は、原則として、秘密取扱情報システム利用者のうちふさわしい者として指定されたものを行うものとし、秘密の保全のための措置を講じるものとする。

3 乙は、前2項の規定によるメンテナンス等の状況を記録しなければならない。

(秘密取扱情報システムの廃棄)

第23条 乙は、秘密取扱情報システムを廃棄する場合には、秘密のデータが復元できないよう、記憶媒体を物理的に破壊しなければならない。

2 秘密取扱情報システムは、その全部又は一部を他の目的の情報システムとして再利用してはならない。

3 秘密取扱情報システムの廃棄は、総括者が監督するものとする。

4 前2項の規定の実施に当たっては、装備政策部長が別に定めるところにより記録するものとする。

(事故)

第24条 乙は、特定資料等の漏えい、紛失、破壊等の事故が秘密取扱情報システムの利用に伴って発生した場合の対処の責任者、当該責任者の下で行う対処手順その他事故への対処体制を整えなければならない。

2 前項の事故への対処体制を整えるに当たり、乙は、秘密取扱情報システムの特性に応じた証跡を収集するものとする。

3 事故への対処体制を整え、及び事故等に対応するに当たっては、主たる契約条項に定める措置と整合的に行うものとする。

(取扱いの記録)

第25条 乙は、秘密取扱情報システムの取扱いについては、装備政策部長が別に定めるところにより、帳簿に記録しなければならない。この場合において、乙は、当該帳簿の内容が改ざんされないよう措置しなければならない。

2 乙は、前項の帳簿の内容が改ざんされないよう措置した上で、装備政策部長が別に定める期間、同項の帳簿を保管しなければならない。保管期間の経過後の当該帳簿の廃棄に当たっては、あらかじめ甲の確認を受けるものとする。

(その他)

第26条 この特約条項の実施の細部については、別に防衛装備庁装備政策部長が定めるところによるものとする。